

新宿区教育委員会会議録

平成19年第8回定例会

平成19年8月3日

新宿区教育委員会

平成19年第8回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成19年8月3日(金)

開会 午後 2時03分

閉会 午後 3時38分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	熊 谷 洋 一	委 員	内 藤 頼 誼
委 員	木 島 富士雄	委 員	白 井 裕 子
教 育 長	金 子 良 江		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	中 央 図 書 館 長	小 柳 俊 彦
教 育 政 策 課 長	渡 部 優 子	教 育 指 導 課 長	上 原 一 夫
教 育 環 境 整 備 課 長	小 池 勇 士	学 校 運 営 課 長	菅 波 健
副 参 事	山 田 秀 之	副 参 事	遠 藤 剛
生 涯 学 習 振 興 課 長	本 間 正 己	生 涯 学 習 財 団 長	小 野 寺 孝 次
		担 当 課	

書記

教 育 政 策 課 管 理 係 長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 査 査	伊 丹 昌 広
教 育 政 策 課 管 理 係	岩 崎 鉄 次 郎	管 理 係 主	

議事日程

議案

- 日程第 1 議案第 6 0 号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第 2 議案第 6 1 号 新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 6 2 号 新宿区立区外学習施設条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 6 3 号 新宿区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- 日程第 5 議案第 6 4 号 平成 2 0 年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について
- 日程第 6 議案第 6 5 号 平成 2 0 年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について
- 日程第 7 議案第 6 6 号 平成 2 0 年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及
び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書（文部
科学省著作教科書及び 1 0 7 条図書）の採択について
- 日程第 8 議案第 6 7 号 新宿区指定文化財の指定について
- 日程第 9 議案第 6 8 号 教育財産の用途廃止について
- 日程第 1 0 議案第 6 9 号 自己情報開示請求に応じられない決定に関する異議申立てに
対する決定について
- 日程第 1 1 議案第 7 0 号 自己情報開示請求に応じられない決定に関する異議申立てに
対する決定について
- 日程第 1 2 議案第 7 1 号 自己情報開示請求に応じられない決定に関する異議申立てに
対する決定について
- 日程第 1 3 議案第 7 2 号 自己情報開示請求に応じられない決定に関する異議申立てに
対する決定について
- 日程第 1 4 議案第 7 3 号 自己情報開示請求に応じられない決定に関する異議申立てに
対する決定について
- 日程第 1 5 議案第 7 4 号 自己情報開示請求に応じられない決定に関する異議申立てに
対する決定について
- 日程第 1 6 議案第 7 5 号 自己情報開示請求に応じられない決定に関する異議申立てに
対する決定について
- 日程第 1 7 議案第 7 6 号 自己情報開示請求に応じられない決定に関する異議申立てに
対する決定について

日程第 18 議案第 77 号 公文書部分公開決定に関する異議申立てに対する決定について

報 告

- 1 児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度運用状況報告について（教育指導課長）
- 2 新宿区立中学校長の給食費未払いについて（学校運営課長）
- 3 平成 20 年度新 1 年生に向けての学校公開・説明会日程一覧（第 2 回）について（学校運営課長）
- 4 第 15 回西戸山地区中学校統合協議会について（教育環境整備課長）
- 5 牛込地区学校適正配置に関する懇談会の設置について（副参事「学校適正配置担当」）
- 6 放課後子どもひろばについて（生涯学習振興課長）
- 7 「これからの新宿区の社会教育会館のあり方について」報告について（生涯学習振興課長）
- 8 その他

開 会

熊谷委員長 それでは、ただいまから平成19年新宿区教育委員会第8回定例会を開催いたします。

本日の会議には全員出席されておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、内藤委員にお願いします。

議案第60号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊谷委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第60号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議案第60号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 議案概要をごらんください。60号から63号までは議案概要で説明させていただきます。

まず、第60号議案でございます。件名は「新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」でございます。これに関しましては、概要に書いてございますとおり、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正がありましたので、それに伴いまして、引用条項の移動により規定を整備するものでございます。19年5月公布で8月1日施行の育児休業法でございます。これを育児休業法の「第6条の2」を「第7条」に改めるものでございます。施行日は公布の日でございます。

以上でございます。

熊谷委員長 説明が終わりました。

御意見、御質問がございましたらどうぞお願いいたします。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、御質問がないようでございますので討論及び質疑を終了いたします。

「議案第60号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

それでは、議案第60号は原案のとおり決定をいたしました。

議案第61号 新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例

議案第62号 新宿区立区外学習施設条例の一部を改正する条例

熊谷委員長 次に「日程第2 議案第61号 新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例」及び「日程第3 議案第62号 新宿区立区外学習施設条例の一部を改正する条例」は、関係いたしますので一括して議題とし、1件ずつ質疑及び採決をするということによろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 では、「日程第2 議案第61号 新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例」及び「日程第3 議案第62号 新宿区立区外学習施設条例の一部を改正する条例」を一括して議題といたします。

議案第61号及び議案第62号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

教育政策課長 これも議案概要でございますが、「第61号議案 新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例」でございます。これは、学校教育法の一部改正に伴いまして、引用条項の移動により規定を整備するものでございます。学校教育法につきましては、19年6月に公布されて12月下旬施行の予定でございます。これは学校教育法「第77条」を「第22条」に改めるものでございます。これは非常に間があるんですが、現行の学校教育法の学校順でございますけれども、小学校、中学校、高等学校、さまざまございますけれども、幼稚園が一番最後でございました。それを改正によって幼稚園を一番最初に持ってきたものですから、こういうふうに第22条とかなり条文の前の方に移動したということでございます。施行日につきましては学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日でございます。

次に第62号議案でございます。「新宿区立区外学習施設条例の一部を改正する条例」でございます。これも同じく学校教育法の一部改正に伴いまして、引用条項の移動により、規定を整備するものでございます。これは学校教育法「第75条第2項」を「第81条第2項」に改めるものでございます。施行日は学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日でございます。

以上でございます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

「議案第61号 新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例」について御質問、御意見が
おありでしたらどうぞお願いいたします。

内藤委員、お願いいたします。

内藤委員 これも引用条項のもとになる法律の方が変わったので、それを引用する場合の条
項、いわば自動的にされてということで、このとおりで結構だと思います。

熊谷委員長 ありがとうございます。

よろしゅうございますでしょうか。

特に御質問がないようでございますので、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第61号 新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例」を原案のとおり決定してよ
ろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

それでは、議案第61号は原案のとおり決定いたしました。

次に、「議案第62号 新宿区立区外学習施設条例の一部を改正する条例」について御質問、
御意見をお願いいたします。

これも引用条項の移動による規定の整備でございますので、特に御意見、御異存がなけれ
ば原案のとおりお認めをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

それでは、議案第62号は原案のとおり決定いたしました。

議案第63号 新宿区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

熊谷委員長 次に「日程第4 議案第63号 新宿区教育委員会公印規則の一部を改正する規
則」を議題といたします。

議案第63号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

教育政策課長 第63号議案でございます。件名は「新宿区教育委員会公印規則の一部を改正
する規則」でございます。

概要でございますが、お手元の新旧対照表をちょっとごらんください。新宿区の教育委員
会印は教育政策課で一括管理していますが、使用頻度が高い場合につきましては専用

新宿区教育委員会印を別途作成しまして、該当する場所で管理してございます。今回は子ども園がこれに該当するために定めたものでございます。なお、子ども園の公印使用見込みは年間に1,100件程度というふうになってございます。施行日は公布の日でございます。

熊谷委員長 説明が終わりました。

御意見、御質問をどうぞお願いいたします。

木島委員、お願いいたします。

木島委員 全くつまらない質問なんですけれども、印鑑というのは木彫りなんですか、それとも何か石みたいなそういうものなんですか。それとも水牛みたいな。

教育政策課長 ツゲか何かの木、木製でございます。

木島委員 わかりました。

熊谷委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、御意見、御質問がないようでございますので討論及び質疑を終了いたします。

「議案第63号 新宿区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

それでは、議案第63号は原案のとおり決定いたしました。

議案第64号 平成20年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について

熊谷委員長 次に「日程第5 議案第64号 平成20年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について」を議題といたします。

議案第64号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

教育政策課長 議案第64号でございます。「平成20年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について」でございます。

提案理由でございますけれども、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条の規定に基づきまして、区立小学校教科用図書を採択する必要があるためでございます。

教科書につきましては107条図書を除きまして、最大期間を4年間といたします。小学校につきましては16年度の採択となりましたので、今年度の採択まで同一の教科書を採決することになってございます。

以上でございます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

御意見、御質問がありましたらどうぞお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

特に御意見、御質問がなければ討論及び質疑を終了いたします。

「議案第64号 平成20年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について」、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第64号は原案のとおり決定いたしました。

日程第6 議案第65号 平成20年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択
について

熊谷委員長 次に「日程第6 議案第65号 平成20年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について」を議題といたします。

議案第65号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

教育政策課長 「議案第65号 平成20年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について」でございます。

提案理由でございますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条の規定に基づき、区立中学校教科用図書を採択する必要があるためでございます。中学校につきましては17年度に採択しましたので、今年度の採択につきましては同一の教科書を採択するということになってございます。

以上でございます。

熊谷委員長 説明が終わりました。

御意見、御質問がございましたらどうぞお願いをいたします。

特にないようでございますので、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第65号 平成20年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第65号は原案のとおり決定いたしました。

議案第66号 平成20年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び
中学校の特別支援学級において使用する教科用図書（文部科学
省著作教科書及び107条図書）の採択について

熊谷委員長 次に「日程第7 議案第66号 平成20年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区
立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書（文部科学省著作教科書及
び107条図書）の採択について」を議題といたします。

議案第66号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

教育政策課長 「議案第66号 平成20年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び
中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について」。

提案理由でございますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及
び第14条の規定に基づき、文部科学省著作教科書及び107条図書を採択する必要があるため
でございます。これにつきましては、7月5日に教科用図書審議委員会から教育委員会あて
に答申が出されまして、7月6日の教育委員会で協議させていただいたものでございます。
それを本日の議案として提出するものでございます。

以上でございます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

御質問、御意見がございましたらどうぞお願いをいたします。

これにつきましても、7月6日の教育委員会で既に御討議をいただいておりますので、特
に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終えたいと思います。

「議案第66号 平成20年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別
支援学級において使用する教科用図書（文部科学省著作教科書及び107条図書）の採択につ
いて」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第66号は原案のとおり決定をいたしました。

議案第67号 新宿区指定文化財の指定について

熊谷委員長 次に「日程第8 議案第67号 新宿区指定文化財の指定について」を議題といたします。

議案第67号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

教育政策課長 議案第67号でございます。「新宿区指定文化財の指定について」。

提案理由でございますけれども、新宿区文化財保護審議会の答申に基づき、文化財の指定をする必要があるためでございます。これにつきましては少し説明させていただきます。

尺八は、江戸時代に諸国を行脚した半僧半俗の虚無僧が使用した法器として知られています。今回指定文化財候補となった尺八「放下着」は、その中でも古管と呼ばれる古い形式のものとなされ、江戸時代中期以前の製作と推定されています。通常の尺八に比べ短い全長で、管の側面に「放下着」記され、欠損等はあるものの、当初の形状をよく伝え、現在でも演奏可能な状態です。

また、この尺八「放下着」を所蔵している浄土真宗浄栄寺には、この管が伝来した経緯をあらわす伝授関連資料も伝わっています。それらの資料から、この尺八の由来及び普化尺八の伝承上重要な人物であった普化宗鈴法寺の住職嘯山勇虎から、江戸時代中期に浄栄寺の住職性圓に伝授された経緯がわかります。さらに、江戸時代の著名な文人として知られる大田南畝も、浄栄寺においてこの尺八の演奏を聴いたことも自ら記しており、当時から著名な尺八として知られていたものでございます。

江戸時代中期以前の普化尺八の遺品として貴重であるとともに、伝授に伝わる資料もあわせて現存することは極めて珍しいこととなされ、尺八の製作並びに歴史的変遷を示すものとして非常に重要なものと評価され、このたび指定文化財候補となったものでございます。

以上でございます。

熊谷委員長 説明が終わりました。

御質問、御意見がございましたらどうぞお願いをいたします。

内藤委員、お願いいたします。

内藤委員 これは関連資料がついていて、伝来の由来、これはどういう経歴というか歴史的な背景のある尺八なんですか。

生涯学習振興課長 この伝来のところに書かれている内容でございますが、「放下着」というのは福岡柳川江月院の善洞が製作したということが書かれております。それから、虚無僧の閩江という者が盗んで京都の明暗寺に逃げ去り、その後、伊勢の普濟寺に逃亡したことに

より、普濟寺の宝物になったというようなことが書かれております。その後、これを伊勢白子の医師、井上玄仲が借用し、返すのを惜しんで3年間も手元に置いておいた。すこぶるの催促により、その医師が「放下着」と管に銘を記して普濟寺に返却したということ。後に普濟寺に訴訟があった際に、先ほど言いました鈴法寺の住職の嘯山勇虎が助力したのによって授与されたと。それによって鈴法寺の法器となったと。そういう経由がございます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

よろしゅうございますでしょうか。

内藤委員 今、これは演奏できるのですか。

生涯学習振興課長 尺八が演奏できる別の住職の方が試しに吹いてみたら、音が出たということがございます。それで実際試したということですが、いわゆる曲をすべて演奏したということではございませんが、音はきちんと出たということがございます。

熊谷委員長 ほかに何かございますでしょうか。

木島委員 よく茶道部なんかを非常にやっている方だと一石に相当するとかというような茶器があるわけですが、そうするとこの尺八は、実際に尺八をする人にとってはもう大変な価値のあるものなのですか。

生涯学習振興課長 そのようにも価値があるというふうに聞いております。これの実際の指定の理由の中に出ておりますが、第3の1の(6)(8)ということ指定ということになっておりますが、これの意味合いとしては、1つはそういう民俗芸能関係としての価値があるということ。それともう一つは、やはりこれは信仰に使われているということで、そういう宗教的な祭祀具としての価値もあるということ。それから、歴史的変遷がこうやって記載されているということで価値があると。多方面から価値があるということですが、尺八をされている方にとっても貴重な古管というふうに位置づけられているということがございます。

熊谷委員長 いかがでしょうか。

これは審議会が昨年の8月11日に諮問があって、答申が7月20日に出ておりますよね。文化財保護審議会。

生涯学習振興課長 昨年の11月です。

熊谷委員長 答申は今年の19年7月20日と出ていますよね。実際には何点か出てきたうちの、そのうちの1点と理解してよろしいんですか。それともこれだけが諮問があって、答申を受けたということでしょうか。

生涯学習振興課長 今回はこの1点のみを審議いたしました。従来から何点も諮問がされて

いると。大量にされていると。それはそのまま審議継続という形でしておりますが、今回はこの1点を大体3回ぐらいに分けて審議しまして、それで結論を出したということでございます。

熊谷委員長 ほかにございますでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ討論及び質疑を終了いたします。

「議案第67号 新宿区指定文化財の指定について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第67号は原案のとおり決定をいたしました。

議案第68号 教育財産の用途廃止について

熊谷委員長 次に「日程第9 議案第68号 教育財産の用途廃止について」を議題といたします。

議案第68号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

教育政策課長 「議案第68号 教育財産の用途廃止について」でございます。

提案理由でございますけれども、現に教育目的に供していない旧四谷第四小学校及び旧四谷第四幼稚園について、教育財産としての用途を廃止する必要があるためでございます。

裏面をごらんください。対象施設でございますけれども、先ほど申し上げましたように、旧四谷第四小学校・幼稚園でございます。敷地面積が7,049.27平米でございます。用途廃止等年月日でございますが、(1)で用途廃止年月日が平成19年8月31日でございます。財産の引き継ぎ年月日が平成19年9月1日でございます。用途廃止理由でございますけれども、平成18年4月7日付、政策経営会議及び平成18年8月1日付の政策経営会議検討結果に基づきまして、活用方針を決めました。その方針によりまして、現在教育目的に供していない旧学校施設について用途を廃止し、区長部局に財産を引き継ぐためでございます。

以上でございます。

熊谷委員長 説明が終わりました。

御質問、御意見がありましたらどうぞお願いをいたします。

白井委員、お願いいたします。

白井委員 用途廃止については別に異議はありませんが、4月にいわゆる四谷小統廃合の後、

現在まで、この学校跡地はどのように使われているのでしょうか。

生涯学習振興課長 旧四谷小は、校庭と体育館に関しましては開放しております。学校ではないですけれども、学校開放とは言えませんが、開放ということで地域の団体グループ等に貸し出しをしています。これは財団の方が管理してまして、行っています。それが8月までです。その後は、仮称四谷ひろばですけれども、その準備ということで入りますので閉鎖をするということになっております。

白井委員 わかりました。

熊谷委員長 ほかにございますでしょうか。

木島委員、お願いいたします。

木島委員 この跡地というのは純然たる区のものですね。いわゆる国有地を借りていてというわけじゃなくて、区の純然たるものですね。わかりました。

熊谷委員長 いかがでしょうか。

白井委員、お願いいたします。

白井委員 閉鎖の後、一応8月31日で閉鎖して、その後の利用の方向というのはある程度出ているのでしょうか。

生涯学習振興課長 私どもの所管ではないんですが、新たな形で仮称四谷ひろばという形で、来年の2月以降に開設という形になります。その中身としましては、1つはNPOの団体とかがそこを使いまして、たしかおもちゃ関係のですね。そういうもので提供するところがあります。そこが全体の施設の管理等もするということがあります。その施設の中身として、いろんな教室のものが、いわゆる集会室等に利用できる。何室かあったと思います。そういうことを管理して、地域の住民に、有償という形になりますけれども、貸し出しをするということです。地域住民、全区的にもですけれども、利用できる施設に、コミュニティの施設として生まれ変わるということでございます。

熊谷委員長 よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

それでは御意見、御質問がないようでございますので討論及び質疑を終了いたします。

「議案第68号 教育財産の用途廃止について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。議案第68号は原案のとおり決定いたしました。

- 議案第69号 自己情報開示請求に応じられない決定に関する異議申立てに対する決定について
- 議案第70号 自己情報開示請求に応じられない決定に関する異議申立てに対する決定について
- 議案第71号 自己情報開示請求に応じられない決定に関する異議申立てに対する決定について
- 議案第72号 自己情報開示請求に応じられない決定に関する異議申立てに対する決定について
- 議案第73号 自己情報開示請求に応じられない決定に関する異議申立てに対する決定について
- 議案第74号 自己情報開示請求に応じられない決定に関する異議申立てに対する決定について
- 議案第75号 自己情報開示請求に応じられない決定に関する異議申立てに対する決定について
- 議案第76号 自己情報開示請求に応じられない決定に関する異議申立てに対する決定について

熊谷委員長 次に「日程第10 議案第69号 自己情報開示請求に応じられない決定に関する異議申立てに対する決定について」から「日程第17 議案第76号 自己情報開示請求に応じられない決定に関する異議申立てに対する決定について」までは、関係する議案でございますので一括して議題とし、1件ずつ質疑及び採決をするということによろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございました。

それでは、「議案第69号 自己情報開示請求に応じられない決定に関する異議申立てに対する決定について」から「議案第76号 自己情報開示請求に応じられない決定に関する異議申立てに対する決定について」までを一括して議題といたします。

教育長、お願いいたします。

教育長 「日程第10 議案第69号 自己情報開示請求に応じられない決定に関する異議申立てに対する決定について」から「日程第18 議案第77号 公文書部分公開決定に関する異議申立てに対する決定について」までは、個人情報の保護及び争訟に係る事務に関する案件であり、教育委員会の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるので非公開による審議

をお願いいたしたいと思います。

熊谷委員長 ただいま、教育長から非公開による会議の発議がございました。

「議案第69号 自己情報開示請求に応じられない決定に関する異議申立てに対する決定について」から「議案第77号 公文書部分公開決定に関する異議申立てに対する決定について」までを非公開により審議することに異議ございますでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

それでは、異議なしの声がございましたので、「議案第69号 自己情報開示請求に応じられない決定に関する異議申立てに対する決定について」から「議案第77号 公文書部分公開決定に関する異議申立てに対する決定について」までは非公開による審議といたします。

傍聴人の方は御退席をお願いいたします。

午後 2時53分再開

熊谷委員長 以上で本日の議事は終了いたしました。

- ◆ 報告 1 児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度運用状況報告について
- ◆ 報告 2 新宿区立中学校長の給食費未払いについて
- ◆ 報告 3 平成20年度新1年生に向けての学校公開・説明会日程一覧(第2回)について
- ◆ 報告 4 第15回西戸山地区中学校統合協議会について
- ◆ 報告 5 牛込地区学校適正配置に関する懇談会の設置について
- ◆ 報告 6 放課後子どもひろばについて
- ◆ 報告 7 「これからの新宿区の社会教育会館のあり方について」報告について
- ◆ 報告 8 その他

熊谷委員長 次に事務局からの報告を受けます。報告1から報告7までについて一括して説明を受け、質疑を行いたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

教育指導課長 それでは、報告1についてお手元の資料をごらんいただきたいと思います。

「本人外収集について」でございますが、例月御報告しておりますが、児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度に基づき、警察から学校へ個人情報の提供があった件についての御報告でございます。

今回は7月2日にあったという件でございますが、実は先月2件御報告申し上げまして、そのうちの1件についての続報ということでございます。先月6月25日に連絡があったという件なのでございますが、この事案につきましては、4月28日に他区の中학생に対する恐喝を行いまして、6月25日に警察に逮捕されたという連絡があったという事案について、先月御報告させていただきました。その生徒につきましては、6月29日に家裁で審判があり、東京少年鑑別所に送致されたという連絡が7月2日にあったというところでございます。

なお、その後でございますけれども、7月20日の段階で家裁に保護者と学校の担任が呼ばれまして、保護観察処分になったという連絡が入りました。そこで、その後学校で3者面談を実施いたしまして、学校・家庭での対応について話し合いを持っているところでございます。この夏休みを通しまして、担任と保護者が絶えず連絡を取り合う体制をつくってございます。なお、8月24日には2学期開始を前に校長面談を行う予定になっているという学校からの報告も上がっております。

ガイドラインのどの規定に基づいて警察が学校に連絡をしたかにつきましては、裏面の方にアンダーラインで示してございます。

以上で報告を終わります。

熊谷委員長 ありがとうございます。

それでは、報告2について、学校運営課長からお願いをいたします。

学校運営課長 「新宿区立中学校長の給食費の未払いについて」でございます。

この件につきましては、テレビ、新聞等で報道されておまして、委員の皆様にも大変御心配をおかけしたことをおわび申し上げます。

概要についてでございます。7月26日、教育委員会事務局学校運営課におきまして、平成19年度学校給食会計事務の巡回調査を実施いたしましたところ、中学校1校におきまして、校長の負担すべき学校給食費が支払われていないことが明らかになりました。事実関係や未払いに至った経緯などを確認したところ、平成16年4月の人事異動により新たに給食会計を担当することになった学校事務職員が、検食（給食の衛生状態等を確認するための一食分の食事）にかかる経費は公費負担であると思込み、検食を担当している校長分の給食費を徴収しなかったために未払いとなったものでございました。給食会計を担当する職員が変わ

る以前は両校長とも給食費は支払っており、校長自身も検食に対する認識が浅かったというものでございました。

なお、給食関係で公費負担されるものにつきましては、展示用の食材料費、それから保存用食材料費、これは調理済みのもの、それから原材料費、調理前のものの3食分でございます。

また、厚生労働省でやっております大量調理施設衛生管理マニュアルでは、保存用食材のことを検食という言い方をしているということで、その辺もちょっと誤解の一因だったかなとは思っております。

2番目に未払い期間と金額でございます。期間は平成16年4月から平成19年7月まで、3年4カ月。金額といたしましては、19万5,300円でございます。平成16年度分、前校長分が5万6,700円、現校長分が13万8,600円でございます。これらにつきましては7月30日に給食会計に払い込まれてございます。

3番目、対応でございます。7月27日に臨時校園長会を開催し、事実経過の報告及び学校給食制度の理解の徹底を図りました。また、学校給食費支払い状況につきまして、調査を依頼いたしました。教職員分ですけれども、調査の結果、この該当校以外には未納のないことは確認してございます。ただ、小学校1校につきましては現在工事中で校舎内に立ち入れないということで、証拠書類の確認については現時点ではできてございません。

以上でございます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

引き続き、報告3についても学校運営課長。

学校運営課長 「平成20年度新入学1年生に向けての学校公開・説明会日程一覧」でございます。

1番目の小学校につきましては29校、9月に学校公開を行う予定でございます。また、学校説明会についてもこちらに記載のとおり実施をいたします。また、中学校につきましては10月に学校公開と学校説明会をこちらの表のとおり実施をさせていただくというものでございます。なお、この内容につきましては、8月25日号の区の広報に掲載を予定してございます。それから、新入学のお子さんのいらっしゃる御家庭に対しましては8月下旬に、小学校入学の方につきましては、これは昨年のものでございますけれども、学校案内等をつけまして、各御自宅に郵送をさせていただく予定でございます。また、中学校への新1年生向けにつきましては、学校を通じまして、やはり学校案内をお渡しする予定になってございます。

以上でございます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

それでは、報告4について教育環境整備課長、お願いをいたします。

教育環境整備課長 それでは、私の方から「第15回西戸山地区中学校統合協議会」につきまして御報告申し上げます。

4番の開催内容のところをごらんいただきたいと思います。(1)新校舎設計に関する協議ということで、設計事務所の方から新校舎の配置計画案、これが4案示されてございます。裏面B4のものをおつけしていますので、ざっと説明させていただきます。

まず、左上が第1案でございます。コンセプトとしては地下からアプローチできるということで、ちょうど右下のところ、これが西戸山公園側になりますけれども、そちらに赤印でスロープから入れるような形になってございます。それが1点と、あと上の断面図のところをごらんいただきたいと思います。この形が中廊下型と申しまして、両サイドに教室を挟んで中に廊下がある形というのが特徴ということでございます。それと、3点目が公園側にランチルームを配置ということで、こちらの平面図でいいますところの武道場の上にちょうどランチルームが置かれまして、そこから西戸山公園の緑が楽しめる。あとは広いエントランスホール、ホワイエというようなところが特徴になってございます。

次にその下の第2案でございますが、これは明確なアプローチ動線ということで、こちらは出入り口が2方向、南北にとられてございます。こちらは一応中廊下型ということで配置してございます。それと、特徴としては、基本的には4階までに普通教室を置きまして、5階以上に特別教室を配置するというので、こちらはランチルームについては武道場の上、ちょうど校庭側に面したところにランチルームを配置するというので、こちらの一番大きな特徴はコンパクトな建物ということで、校舎面積のところをごらんいただきたいと思います。9,950平米ということでございます。

次が第3案、右上でございます。こちらにつきましては開放玄関と生徒の昇降口、これを明確に分類するというので、先ほどと同様に西戸山側、ちょうど右隅の方から、開放を利用する方々の出入り口を設けて、ちょうど北側のところに正門を設けるということでございます。それと、先ほどと違うのが、上の断面図のところをごらんいただきたいと思います。片廊下型ということで、先ほどは廊下を挟んで両側に教室を配置してございましたけれども、こちらは片廊下ということで、廊下側については窓が配置されて、通風等が確保されるということになってございます。それと、真ん中の部分、ちょうど「静かな中庭」と緑部分で書い

てございますが、こういった空間を配置しているということでございます。

そして、第4案は右下でございます。こちらアプローチ動線を明確に分離したということと、先ほど第3案と同様に片廊下型となっております。それと、憩いの中庭ということで、空間を確保すると同時に、開放ゾーンとかその辺の屋上を利用した空中園庭、こういったものを配置したいということで、こちらの特徴としては、第4案の一番右下のところに開放ゾーンというところがちょうどV字の形になってございます。こういったV字のところも有効活用して教室を配置したいというようなことで、こういった配置によりまして、こちらの校庭面積については一番広い2,830平米が確保されると。また、ごらんいただいておわかりのとおり、校庭の部分もかなり正方形に近い形で確保されるというようなことでございます。

1枚目にちょっとお戻りいただきたいと思います。

以上4案が示されたわけでございますが、新校検討部会の検討結果ということで、結果的には第4案を採用することになってございます。理由といたしましては、まず第1点が片廊下であると。これは教育環境上、どうしても廊下を挟んで両側に教室があると、音が漏れる可能性があるということで、この辺から片廊下が理想的であるというようなところ。第2点目が通用口、とりわけ東側の通用口は必要ないということで、学校側の要望としては管理する出入口、これはなるべく最小限にとどめたいということでございます。それと、先ほど言ったV字型のような形でかなり敷地の形状を生かした計画であるということと、最後でございますけれども、校庭面積が一番大きいと。そして、しかも正方形に近いということで、これが一番大きな決定事項かなと、決定原因の理由かなと考えております。そういったことで、統合協議会としてはこの第4案の配置をもとにこれから詳細を詰めていくということになってございます。

次に、(2)の報告事項でございますが、こちら校庭活用検討部会ということで、こちらについては4行目でございますが、通常は両校の校庭は独立したものとして、必要に応じて相互利用可能なものとするというようなことで、一定のメリット、デメリット、こういったものを勘案しながら検討を進めるということで、一応了解を得てございます。

それと、2つ目の黒ポチでございますが、これも前回御報告してございます生徒通学時の安全確保に関する陳情、これが区議会の方に出されておまして、これが採択されて関係機関に意見書を提出したということをお報告申し上げます。

以上でございます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

では、引き続いて報告5について副参事の方からお願いをいたします。

副参事（学校適正配置担当） まず、「牛込地区学校適正配置に関する懇談会の設置について」でございます。

初めに、1の現状についてでございますが、学校の適正配置につきましては、平成4年7月の新宿区立学校適正配置等審議会答申を受けまして、PTA及び地域の理解を得た上で取り組みを進めてまいりました。その後も児童・生徒の減少傾向が進みましたること、老朽化した学校施設の整備を計画的に進めていくために、平成13年度に教育基盤整備検討委員会を設置いたしました。平成14年2月に、「学校適正配置のビジョン」の中で各校の区分けを行いまして、区域ごとに必要学校数をお示しし、現在、第7次実施計画を決定し推進しているところでございます。

次に、牛込地区学校適正配置に関する懇談会の設置の（1）の目的でございますが、平成4年7月の新宿区立学校適正配置等審議会（答申）及び平成14年2月の教育基盤整備検討委員会報告の「学校適正配置のビジョン」の説明を学校関係者に行いまして、それらを踏まえた上で、学校の適正配置に関する御意見をお伺いし、今後の学校適正配置の取り組みの参考にしてまいりたいと考えております。

（2）の対象地域及び対象校は、牛込A地区の小学校が津久戸小学校、江戸川小学校、市谷小学校、愛日小学校、早稲田小学校、鶴巻小学校の6校でございます。同じくA地区の中学校は、牛込第一中学校、牛込第二中学校、牛込第三中学校の3校でございます。よって、牛込A地区の対象校は小学校と中学校を合わせまして9校でございます。牛込B地区の小学校につきましては、牛込仲之小学校、富久小学校、余丁町小学校、東戸山小学校、天神小学校の5校でございます。

裏面に移りまして、（3）の取り組み方法と今後のスケジュールでございますが、従来の学校適正配置の方法は教育委員会で対象校の絞り込みを行いまして、学校関係者の了承を得た上で統合協議会を設置し、統合時期など具体的な計画案の作成を行っておりましたが、今回は教育委員会が対象地域を決めまして、統合協議会を設置する前段といたしまして、学校関係者や地域の代表を構成員といたしまして、懇談会を設置いたします。そして、お集まりいただいた方々に平成4年の答申や平成14年の学校適正配置ビジョンの説明を行いまして、共通認識を深めた上で、学校適正配置に関する御意見を伺う手法に変更してまいります。

スケジュールにつきましては、平成19年10月に第1回目の懇談会を立ち上げまして、平成

20年2月までに牛込A地区、B地区の懇談会をそれぞれ開催いたしまして、懇談会で出された御意見を整理した後に、3月の教育委員会に報告したいと考えております。

(4)の構成員でございますが、牛込A地区が29名。内訳は学校長2名、これは6校の小学校長と3校の中学校長の中から代表それぞれ1名ずつ出席するということでございます。次に、PTA代表9名、学校評議員代表9名、地域代表9名でございます。牛込B地区は16名。内訳は5校の小学校長の中から代表1名、PTA代表5名、学校評議員代表5名、地域代表5名でございます。最後に事務局ですが、4名程度を考えております。内訳につきましては、教育環境整備課から2名程度、教育指導課から1名、学校運営課から1名でございます。なお、懇談会設置の周知方法につきましては、8月25日ごろの広報及びホームページでお知らせする予定でございます。

以上で報告を終わります。

熊谷委員長 それでは、報告6番目を生涯学習振興課長、報告7とあわせてお願いいたします。

生涯学習振興課長 それでは、私の方からまずは「放課後子どもひろばについて」御報告いたします。

放課後子どもひろばの事業の実績につきましては、めくっていただきまして、資料の1でございます。6月1日に4校が開始いたしました。鶴巻小学校、富久小学校、落合第四小学校、柏木小学校でございます。続きまして、6月5日に戸山小学校と戸塚第二小学校の2校が開始いたしました。この2校が遅れたのは、この2校が6月2日に運動会を実施したために時期が遅れたということでございます。

実績はこの表のとおりでございますが、順調にスタートをしたということでございます。それで、現在夏休みに入っております。夏休み期間は午前中から実施しているという形でございます。この実績には7月23日からの3日間だけしか出ておりませんが、夏休み期間は1学期間に比べて若干人数は減っておりますが、記載のとおり的人数が参加しております。

実績は以上でございます。

続きまして、放課後子どもひろばの各校の状況というのがA3版で資料2でございます。ここに6校の概況及び広報活動、それから活動状況、それから課題・今後の改善点などをまとめたものが記載されてございます。

続きまして、資料の3でございます。次年度以降、今年度を検証して順次実施していくということですが、その基礎資料として、放課後子どもひろばの実施意向調査を行い

ました。その集計結果でございます。これは各小学校の校長先生に行いました。小学校29校のうち6校は既にモデル校として実施しておりますので、23校に対して実施をしたということでございます。

問1で「貴校の児童にとって放課後子どもひろばは必要であると思えますか」という問いに対して「必要である」が14校、「必要性が少しある」が4校、「どちらともいえない」が4校で、「必要ない」というのは1校のみでございました。

問2に理由が書いてありますが、必要がないという理由は、すぐ近くに児童館、学童クラブがあるということの理由でございます。

問3に「貴校で放課後子どもひろばの実施の意向はありますか」ということですが、「ある」と「少しある」を合わせて15校でございます。

この15校に対して、実施できるとすれば「開始希望年度はいつごろですか」というのが問4に問うております。ほとんどの学校が早めに、すなわち「20年度、21年度に実施してほしい」が14校でございます。

それから、問5で「放課後子どもひろばを実施するに当たり、課題はありますか」ということですが、「課題がある」という学校の中で理由として一番多いのは、「活動室の確保が難しい」ということでございます。

問6は「貴校の保護者は放課後子どもひろば実施についてどのような意見ですか」と。これは校長先生に問うていまして、特別各学校でアンケートを取ったとかそういうことではございませんが、校長先生の把握している範囲でお答えをしていただきました。「早く実施してほしい」という希望があるのではないかとというのが7校、それから「実施してほしい」が5校というような結果が出ております。

最後に、資料の4なんです、資料の4は今年度のスケジュールということでございます。現在夏休みに入っております。7月23日のところに書いてありますが、他校児童の受け入れ開始というのがございます。これにつきましては、1学期の間は開始間もないということもありますので、該当校の小学校児童だけを受け入れておりました。夏休みに入ってから、他校の児童も受け入れるという形で進めているということでございます。

以上で「放課後子どもひろばについて」の御報告を終了させていただきます。

続きまして、報告の7「これからの新宿区の社会教育会館のあり方について」報告でございます。これについては社会教育委員の会議の提言を受けまして、教育委員会の事務局の方で作成、決定いたしましたので御報告をいたします。

1 ページ目に第 1 章ということで、「これからの新宿区の生涯学習振興」ということで出ております。その 2、社会教育委員の会議の提言を受けてということで、提言からということです。これからの生涯学習振興施策の方向性については、従来からの個人の生きがいや心の豊かさを求める学習に加えまして、四角の中に囲ってありますが、地域コミュニティの自治力を養うこと、これが重要であるという認識でございます。矢印の下でございますが、地域において「協働と参画」の理念を実現する土台づくり、すなわち人づくり（人材の発掘と育成）、これが重要であるという認識でございます。

2 ページ目でございます。2 ページ目の第 2 章に現在の「社会教育会館の現状と課題」というものが書いております。この辺ははしよらせていただきまして、記載のとおりでございます。

飛びまして、6 ページ目でございます。6 ページ目のところに課題が出ておりますので、報告させていただきます。現在の社会教育会館の課題として 5 点掲げてございます。 が団体登録要件など施設使用上の制約があるということ。 老朽化している施設が多いということ。 地域センターなど他の集会施設整備が進んでいるということ。 事業内容が趣味的で時代のニーズや新たな課題に対応していないということ。 コーディネート機能がないということがございます。

第 3 章「新しい生涯学習施設のあり方」ということです。下から 2 行目ですが、社会教育会館等の生涯学習施設を「拠点」と「拠点以外」に分けて検討いたしました。その際に、他の区有施設を含む既存施設を有効活用すること、 社会教育会館という単一の目的に限定した施設を維持するということではなく、ハード面のみこだわらない、生涯学習のソフト面の充実・展開を重視することとしたということでございます。

その 1 の生涯学習の拠点機能でございます。基本的な考え方として、拠点機能としては、新宿コスミックセンターの活用を想定するということでございます。（ 1 ）基本的役割として 3 点挙げてございます。 1 つ目が地域コミュニティの自治力を養う学習拠点としての役割。 2 番目が地域の生涯学習のネットワークの拠点としての役割。次のページになります。 8 ページ目ですが、 3 番として情報の集積と発信の拠点としての役割と、この 3 つがございます。（ 3 ）管理運営ですが、拠点機能のところは、財団法人新宿区生涯学習財団が行うのが望ましいということでございます。

2 の拠点以外の施設についてですが、基本的な考え方は来年度以降、各地域の生涯学習を総合的に推進するために、現在ある 6 館の社会教育会館を拠点以外の施設として地域の集会

施設等と同様の機能を持つものとして一体的に活用することが効果的・効率的であるという考えでございます。一方で、地域のほかの施設、ほかの特に集会施設は、生涯学習を展開する場としての機能もあわせ持つ施設となることが望ましいとしております。

それで、9ページ目です。基本的役割としては2つあるということです。1が行政の縦割りを越え、誰もが利用できる地域の集会施設。2番目が協働と自治の学びを進めるコミュニティ施設ということでございます。(2)の名称としては、名称は変更するという予定でございます。(3)管理運営ですが、これは10ページ目になります。10ページ目に管理運営につきましては、当面は3年間ほどは生涯学習財団にすることがふさわしいということでございます。23年度以降につきましては、それまでの成果の検証や社会環境の変化を踏まえて、管理運営のあり方については区民等の参加・協働の視点から再度検討するということです。

(4)所管及び他施設との関連ですが、として、次期の組織改正に合わせて適切な部署に移管するというです。として、地域センターなどと相互連携を強めること。として、そういう地域センター等との整合性を図っていくという必要があるということでございます。

(5)名称変更後の社会教育会館について。名称変更後の社会教育会館については、ほかに集会室機能を統合する場及び生涯学習を展開する場を確保できる場合は財産活用の方針に沿って廃止するというです。ですが、個別の社会教育会館の存廃については、区で設置する施設活用検討会の分科会の枠組みの中で検討していくということでございます。

以上で御報告を終わります。

熊谷委員長 ありがとうございます。

以上で報告1から報告7までの説明が終わりました。

それでは、報告1に御質疑がある方、どうぞお願いをいたします。「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度運用状況報告について」。

白井委員 すみません、先ほど家裁の処分が出た後、学校の方も少年への面接とか指導の方をしているというふうで、今度8月には校長との面接というのはお聞きしたんですが、これは保護者も含めてということを考えているということによろしいのでしょうか。

教育指導課長 おっしゃるとおりでありまして、3者面談も含めて、審判が出たときも保護者と担任が行っております。直後に学校に戻ってきて3者で面談しておりますし、先ほどもお話しいたしましたように、とにかくこの夏をどのような形で乗り切るかということが一番大きいかと思えます。つきましては、担任、学年主任と保護者が常に連絡を取り合う体制をつくってございます。そしてまた、それに加えまして、校長も1名加わった形で2学期をど

う迎えるかという対策になろうという、そんなことで対応しているという連絡が入っております。

以上でございます。

白井委員 やはりちょっと家裁の保護処分が出た後、その後の対応ということが一番大事なので、ぜひその辺を学校の方も協力していただけたらと思います。

それと、これは単独犯ですか。その仲間はいなかったのでしょうか。

教育指導課長 実は、これが前回も細かいお話はしなかったんですが、4月にあった事件自体は大変な数がいたわけでありまして。加害側が、実際に全部が加わったわけではないわけですが、その場にいたのが13名。他区の学校の生徒が3名だったんです。因縁をつけてお金を巻き上げるという形でありまして、最終的には加害者側は別途、役割も主張も違いますので、2人が逮捕されておると。ただし1名の方は、これは前回もそれ以降はお話していないんですけれども、学校とのやり取りの中ではすぐに学校に戻されて登校してきておったわけですが、やはり一番中心であった者がこういう形で鑑別所に行ったということでありました。

以上でございます。

白井委員 多分そうだと思うので、1人とか、その処分が出た子だけじゃなくて、やはりちょっと周りの環境整備というということも考えて御指導いただけたらと思います。

熊谷委員長 ありがとうございます。

ほかにこの件について何か御質問あるいは御意見ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、報告2について御質疑をお願いしたいと思います。「新宿区立中学校長の給食費未払いについて」、いかがでしょうか。

白井委員、お願いいたします。

白井委員 この報告書によるとまだ調査中ということで、この後調査して調査報告が出るということなのでしょうか。

学校運営課長 現在調査中で、先ほど申し上げました、ほぼ上がってきてございますけれども、まだまとめていないという状況でございます。改めて全部できたところで御報告させていただきます。

白井委員 今回マスコミにきちんと公開したという点では、私としてはプラス評価と感じています。ただ、マイナス面としては、やはり故意にやったわけではないというのはよくわか

るんですが、そのチェック体制の部分が、単純に考えて、払うべき教員の人数に給食費をかけると、その月の給食費の総額が出てきて、その部分のチェックがどういう感じでなされていたのかなみたいなちょっと疑問があるので、その調査は、多分そこはしていると思うので、また報告いただければと思います。

熊谷委員長 ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、報告3について御質疑をお願いしたいと思います。「平成20年度新1年生に向けての学校公開・説明会の日程」、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、報告事項の4「第15回西戸山地区中学校統合協議会について」、御質疑をお願いいたします。

木島委員、お願いいたします。

木島委員 ブランで第4案ということですがけれども、これはそれぞれ建築費というのは違うんでしょうか。

教育環境整備課長 基本的にはこれから詳細に部屋割りですとか、施設のなところの詳細な設計に入りますけれども、おおむねこちらの方から諸条件を出しておりますので、一定の線での金額がそれぞれ出ていると。特にどれが出ていくというようなことはなからうかと思えます。

熊谷委員長 いかがでしょうか。ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、報告5について御質疑をお願いしたいと思います。「牛込地区学校適正配置に関する懇談会の設置について」、お願いをいたしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

それでは報告の6番目について御質疑をお願いしたいと思います。「放課後子どもひろばについて」、いかがでしょうか。

1つだけよろしいですか。アンケートの集計結果の一番下のところに出ているんですがけれども、「4時5時遊びについてしっかりと総括をして欲しい」というのは、もう少し具体的にどういうことなのか、あるいはどういうことを総括してほしいのかをちょっと御説明いただけますでしょうか。

教育政策課長 今の現状で、小学校において教育委員会の通達という形で4時5時遊びをやってほしいという依頼をしています。そのところがやっていたりやっていたりするところが現状見られますので、その辺を総括してほしいということにとらえてございます。

熊谷委員長 総括ということはどういうことですか。

教育政策課長 やるかやらないかはっきりしてほしいことだと、学校側からすればそういうことだと思います。やるについては人的措置だとかさまざまなことがございますので、今現在は人的措置をしないで、学校側の方にやっていただいていますので。ただ、それは放課後子どもひろばについては、これからずっとやるとすれば、その4時5時遊びがなくなりますので、そういうことの総括ということも含まれてございます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、報告の7「これからの新宿区の社会教育会館のあり方について」、御質疑をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。これは一応報告としてはこれでおまとめいただいたことですがけれども、この報告に基づいて、次はどういうふうはこの社会教育会館の具体的な対策といたしますか、あるいは対応といたしますか、事務局としてはこれは教育委員会だけではなかなか進まないとお考えでしょうか。次にどういう形で考えておられるのか、あるいは検討を始められるのか、それともこの報告で教育委員会としての役割は一応終わりにされるのか、今後の組織の改編とも関わってくるので大変あれだとは思いますが、せっかくこれだけの報告をつくっていただいたので、今後についての多少の何かイメージがあったらお聞かせいただきたいと思います。

生涯学習振興課長 これは委員長御指摘のとおり、教育委員会の事務局の方でまとめて決定して御報告をしたということですが、今後はやはり区全体の中での位置づけということですので、それは、今後いわゆる総合計画、実行計画という中で、この社会教育会館等も位置づけられるということですので、それについては改めて御報告等もできると思います。それはいわゆるほかの施設が区にはたくさんありますので、それとの関連ということがございます。それからまた、委員長から今御指摘ありましたように組織との関係。組織自体も新宿区は20年度に向けて変わっていきますので、その中でどう位置づけるかと。これもまたやがて区全体の中で御報告ができるかと考えております。

熊谷委員長 ありがとうございます。

精力的にやっていただいた報告ですので、これが有効に生かされることを教育委員会としても期待したいと思いますので、どうも御苦労さまでございました。ありがとうございました。

何かほかにございますでしょうか。

教育政策課長 その他はございません。

熊谷委員長 報告7については特に御質問もないようでございますので、本日の日程では「その他」、特にないという政策課長の御発言がありましたので、報告事項は以上で終了とさせていただきます。

閉 会

熊谷委員長 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

どうもありがとうございました。

午後 3時38分閉会